新埼玉県立図書館基本構想(案)に対する意見等について

新埼玉県立図書館基本構想案に多くのご意見を頂戴しありがとうございました。

この基本構想案は、令和3年度に実施した新しいタイプの図書館検討有識者会議(以下、「有識者会議」という)での意見などをベースに、令和4年度に実施した県民とともにつくる新県立図書館ワークショップ(以下、「ワークショップという」)、新埼玉県立図書館基本構想検討専門家会議(以下、「専門家会議」という)における意見を踏まえ、県教育委員会として作成いたしました。この基本構想案の目的は、新たな埼玉県立図書館が目指す姿、その姿を実現するために必要となる主な機能を示すことです。

これまでの埼玉県立図書館が積み重ねた歴史や活動とともに、社会環境の動向や変化を踏まえながら、県教育委員会として本基本構想策定後、より具体的なサービス内容や立地などを示す基本計画を作成していく予定です。

区分	適用	件数
Α	意見を反映し、案を修正したもの	1
В	すでに案で対応済みのもの	6
С	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
Е	その他	5

区分	適用	件数
Α	意見を反映し、案を修正したもの	1
В	すでに案で対応済みのもの	6
С	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
E	その他	5
		41

番号	意見・提案内容	該当 ページ	反映 状況	対応・考え方
項目の追加	加や修正、文章の表現等に関すること			
1	主なサービスの一部に【再掲】とありますが、 <mark>どこからの再掲なのかがわかりにくい</mark> ように思います。	27	А	複数の「機能」にまたがる「主なサービス」について 重複する記載を【再掲】としておりましたが、記載方 法を見直し、【再掲】を削除いたしました。
2	■点機能や主なサービスの中に、p8にある県立図書館の特徴であり重点的に行ってきた「専門的な図書等を駆使したレファレンス」や「専門図書館的な機能による課題解決支援」の要素が弱いと思われ、追加した方が良いのではないでしょうか。専門的な図書だけなく、専任の司書が多いこともそれらのレファレンスを可能にしているため、重点機能等に挙げた方が良いと感じました。	26,27	D	職員の配置は運営手法であり、図書館の機能とは分けて整理いたしました。今後、これまで専任の司書が培ってきた知識や技術を基とした図書館サービスの向上策についても検討してまいります。
3	新たな県立図書館の <mark>機能やサービスの部分の割合が少なく</mark> 、もう少し詳しく書かれても良いと感じます。	全般	D	具体的なサービス内容などについては、有識者会議やワークショップ、専門家会議においても発言のあったところですが、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えております。
4	埼玉県立図書館の司書のレベルはとても高く、市町村立図書館をしっかりと支えてくださっている。「レファレンスは質・量ともに全国トップレベル」と有るが、ここの部分はもっと丁寧に書いても良い部分ではないだろうか。他県と比べても誇れる部分と考えます。	8	D	ご意見の趣旨につきましてはワークショップや専門家会議においても発言のあったところですが、今回の基本構想案は、今後の大きな方向性を示すことに主眼を置き、現状の取組部分については簡潔な記載に留めたものです。引き続き、市町村立図書館との連携・協力のもと、他県に誇れるような図書館活動を推進してまいります。

区分	適用	件数
Α	意見を反映し、案を修正したもの	1
В	すでに案で対応済みのもの	6
С	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
E	その他	5
		41

番号	意見・提案内容	該当 ページ		対応・考え方
5	p.8に示されているとおり,埼玉県立図書館は専門性の高い図書等の収集と高い職員のスキルを生かしてレファレンスサービスや課題解決支援サービス,県内司書の人材育成・運営相談といった事業に取り組んでいらっしゃいます。特にビジネス支援や健康・医療情報,障害者サービスにおいては,全国で見ても先進的な取組を行っている図書館であると言えます。しかし,p.23-27に示された解決策にはこれら県立図書館の強みが十分に生かされてはおらず,県民ワークショップのみに依拠した解決策になっています。優れたサービスを継承し,埼玉県内の図書館サービスの質の維持・向上を図るためにも,先進的なサービスを今後も実施,継続する旨を明記すべきであると考えます。 p.26の機能①のチェックマーク部分「埼玉県立図書館ならではの専門的なレファレンス・課題解決支援」といった内容を追加すべきと考えます。あわせて,機能①の見出しを「埼玉県立図書館ならではの資料の収集・提供・保存機能」等に変更すべきと考えます。	8,23- 27	В	新たな県立図書館においても、専門性の高い図書等の収集や職員のスキルを活かしたレファレンスサービスは重要な県立図書館のサービスになるものと考えます。このため、P27機能③の主なサービスの中に明記したところです。機能①は、埼玉県立図書館の重要な役割として、国立国会図書館や市町村立図書館で扱わない、埼玉県の地域資料をしっかりと収集・提供・保存することを明記したものです。ご意見を踏まえ、今後具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
6	「情報通信技術 ICT の高度化は、時や場所を選ばないサービス提供を可能とし」 →埼玉県立浦和図書館が廃止され、県内人口の多数を占める県南地域の住民とっては、県立図書館の資料を利用するのに、大変、不便になっています。特に、市立図書館に、所蔵が少ない、比較的古い資料は、外部書庫にあるので、利用するのに、とても時間がかかります。現状とは、異なる文言かと思います。	2	E	ご意見のとおり現状の県立図書館では、資料の保存体制も含め、ICTを活用したサービスが課題であると認識しております。本欄においては図書館に限定したものではなく、社会一般における情報通信技術の進展について記載したものです。
7	「市町村立図書館では収集が困難な図書等の保存」 →実際には、 <mark>市町村立図書館からの保存の依頼があるにもかかわらず、留保しているのが、現状 ではないでしょうか</mark> 。もちろん、新県立図書館には、その役割をしっかり果たしていきたいという、 メッセージであれば、問題ありません。	9	С	専門的な図書等や高価なものなど、県立図書館が 扱っている図書等について、市町村立図書館との比 較として記載したものです。ご意見の趣旨について は、市町村立図書館とも意見交換しながら、具体的 なサービスの検討に当たり参考にさせていただき ます。
具体的な	サービスに関すること			
8	「誰一人取り残すことなく」というからには、多様な利用形態を保障する必要があるのではないかと思いました。例えば、タブレット端末やパソコンを買う余裕がない人、ネット環境が用意できない人などは、デジタルの恩恵を受けられない可能性があります。図書館を使わない人は、自分で本を購入できる経済的に余裕のある人だと思います。図書館を実際に使うのはどういう人か、どういうケースで使われるのかそういった視点で計画を考えてほしいです。「誰一人取り残すことなく」は大変重いワードだと思います。	24	В	ご意見のとおり、実際の利用者を想定し、どのような環境においてもサービスを享受できる具体的なサービスを検討していくことが重要です。このようなことから、P27機能③の主なサービスの中に明記したところです。

区分	適用	件数
Α	意見を反映し、案を修正したもの	1
В	すでに案で対応済みのもの	6
С	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
Е	その他	5

番号	意見・提案内容	該当 ページ	反映 状況	
9	自分の幼少期に読んだ本を子どもにも読んでほしくて市立図書館を探しましたが見つからず、購入しようにも流通しておらず…。そんな折、県立図書館では本を長く利用できるようにしていることを知り、探していた本を見つけることができました。ちゃんと保管してくれていたことに感謝しました。今後も本を残す活動を続けてほしいという意見を反映させたいです。p24「デジタル化が困難な図書等の継続的な提供」、p25「市町村立図書館にはない図書など(中略)を可能とし」に、私の考える意見が集約されているものと考えています。期待しています。	24,25	С	市町村立図書館との連携の下、県民が必要とする 資料や情報を継続的に提供できる環境整備は重要 と考えています。ご意見の趣旨は、具体的なサービ ス内容や基本計画を検討する上で参考にさせてい ただきます。
10	先日、高齢の母が、郷土史家加藤勉先生の講演を拝聴してきました。図書館等で調べて、裏付けをもってお話しくださったそうで、こんなことも図書館でわかるのか!と驚き、感銘を受けて帰ってきました。高齢でいろいろ億劫になっている母が、もっと知りたい、関係する本を読んでみたいと言っていて、嬉しくなりました。図書館にはいろいろな資料があると思うので、 <mark>高齢の人が何か知りたいと思ったときに、いろいろ支援してくれると良いなと思いました</mark> 。なにかとデジタル化され、自力でも探せるように情報が公開されているご時世ですが、高齢の人やそういったものに弱い人の学びも助けてほしいです。県立図書館は、今現在、すでにそういった活動をしているのかもしれませんが、 <mark>効率重視にならないで、率先してきめ細かく対応していってほしい</mark> です。p24「環境の変化を踏まえて県立図書館に求められる役割」に「高齢者、在留外国人、障害者など多様性に配慮した、誰一人取り残さない図書館サービスの提供」とあり、「今後の方向性」に「市町村立図書館等との連携により、幅広い図書等へのアクセスを保障する図書館へ」という記述はありますが、それ以降の頁にはこの辺のことが書かれておらず、人的支援が見えにくいように思いました。	24	В	ご指摘のとおり、社会環境が大きく変化する中において図書館の社会的意義は重要と考えております。 ご意見の趣旨につきましては、有識者会議やワークショップ、専門家会議においても発言のあったところです。P27主なサービス「機能②」及び「機能③」に、リアルとデジタルの多様なコミュニケーション手段によるレファレンスサービスについて記載しました。ご意見を踏まえ、今後具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
11	県立図書館の役割に県民に対して直接サービスをすることがあるが、県民が来館して利用する建物を設置しなければならないものではなく、郵送等でできれば(既存の建物の改修または既存の図書館を取り壊して新築するなど新たな土地を求めるのではなく、県有地で対応)書庫センターみたいなもので対応できるのではないか。来館でなければ利用できない内容のものは市町村の図書館等の施設も利用できるよう連携すればよいと思う。	9	С	いわゆる非来館型サービスは今後重要になってくる ものと考えています。同時に、市町村立図書館との 協力・協働は県立図書館として重要な機能の一つで す。ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本 計画を検討する上で参考にさせていただきます。

区分	適用	件数
Α	意見を反映し、案を修正したもの	1
В	すでに案で対応済みのもの	6
С	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
Е	その他	5
		41

番号	意見・提案内容	該当	反映 状況	対応・考え方
12	市町村の図書館の設置率93.7%で、4市町村は公民館図書室が設置されている。また、市町村間の図書の相互貸借も行われているので、 <mark>二重行政を避けるために県立図書館の蔵書として市町村と重複するものは相互貸借を補完するのに必要最低限でなければならない</mark> と考える。逆に市町村では所蔵できないもの等(障害者サービス、日本語以外のサービスなど)に特化することも必要である。	20,24	С	ご意見のとおり、県と市町村の明確な役割分担の下に県内図書館全体で資料等の収集・保存・提供を行っていくことは重要であると考えております。ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
13	<mark>レファレンスのAI化</mark> ができないか検討等する必要がある。	22	С	図書館におけるデジタルサービスを考える上でAI の活用は重要なものと考えております。他方で、司 書の専門性・力量も重要です。ご意見の趣旨は、具 体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参 考にさせていただきます。
14	機能③ <mark>県内図書館サービスの補完・つなぎ・支援機能</mark> は、埼玉県は全国的にみても、先進的かつ丁寧に取り組んでいて、市立図書館の運営や市立図書館を通して課題解決、価値創造につながる資料提供、レファレンスが受けることができていたので、 <mark>今後も継続していただきたい</mark> です。	26,27	С	市町村立図書館との連携の下、県民が必要とする 資料や情報を継続的に提供できる環境整備は重要 であると考えております。ご意見の趣旨につきまし ては、有識者会議やワークショップ、専門家会議に おいても発言があったことから、ご意見の趣旨は、 具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で 参考にさせていただきます。
15	デジタル化や著作権のこと等現状が書かれていますが、市町村立図書館単独では今後対応し切れない部分が出てくると考えます。 <mark>県立図書館が音頭を取り、県内全域で契約する等のことが出来れば、総じての価格が押さえられることもある</mark> かと思います。	全般	С	デジタルアーカイブや電子資料の提供体制については、今年度、他県の導入事例を調査する予定です。 ご意見の趣旨につきましては、有識者会議やワークショップ、専門家会議においても発言があったことから、ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画などを検討する上で参考にさせていただきます。
16	全国的には県立図書館が直接サービスに主軸を置いているように見えるところもあります。「県立図書館ならではのサービスの提供」とあり、大切なことと思います。しかし同時に、 <mark>埼玉県立図書館には今後も市町村立図書館を支え、導く存在としても継続してお力添えいただき</mark> 、県内全体の図書館力の底上げをお願いしたいと考えます。	24	В	ご指摘のとおり、市町村立図書館との協力・協働は 県立図書館として重要な機能の一つです。このため P26の機能③において明記したところです。

区分	適用	件数
Α	意見を反映し、案を修正したもの	1
В	すでに案で対応済みのもの	6
С	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
Е	その他	5

番号	意見・提案内容	該当 ページ	反映 状況	対応・考え方
17	市町村の図書館が充実しているので、県立として専門性に特化してよいではないか、と思います。 専門性が高いといえば <mark>大学との連携を積極的に行うのは可能でしょうか</mark> 。専門的という点では共 通していると感じます。大学もキャンパスによっては蔵書が充分ではないかもしれないので、県立 図書館としては利便性が高まるしメリットはあるのではないでしょうか。公共の施設という点で は、利用しやすい図書館であってほしいと思います。少なくとも熊谷図はエスカレータ、エレベー ターがなく不便さを否定できません。	全般	С	ご指摘のとおり、これからの県立図書館には、図書等だけではない様々な情報を県民に提供できる環境が求められ、大学図書館をはじめとした関係機関との連携は重要になると考えております。ご意見の趣旨については、具体的なサービスや基本計画の検討に当たり参考にさせていただきます。
18	市町村の図書館は直営から指定管理者による運営が増加し、地域資料の収集保存が十分に行われていないことが危惧される。県立図書館が市町村に対して監督指導をするとともに、 <mark>地域資料の収集保存の役割を率先して果たしてほしい</mark> 。	26	В	地域資料の収集保存は、地域の「知」を未来へ確実 に継承するために、県立図書館をはじめ市町村立図 書館においても重要な役割の一つです。ご指摘の点 は、P26の機能①において明記したところです。
19	資料のデジタル化により、実資料を廃棄してはならないと考える。デジタル化した資料が、どの程度の保管に耐えられるのか保証がない。仮にデジタル資料が保存不可能になった場合、大きな損失となる恐れがある。 <mark>良好な環境での永続的な実資料の保管をお願いしたい</mark> 。	26	В	継続的な資料提供サービスのため、紙資料の保存は 重要です。ご意見の趣旨につきましては、有識者会 議や専門家会議においても発言のあったところで す。このため、P27機能①の主なサービスに明記し たところです。
20	「県内博物館等の資料など多様な情報ヘアクセスできる機能」 →実は、私は、公立美術館に関わっております。資料閲覧室には、収蔵しきれない資料が、多くあり、新県立図書館と連携することにより、 <mark>保存分担や、情報(蔵書データなども)の共有化</mark> をすることにより、互いの機能を高めることが可能かと思います。	26	С	これからの県立図書館には、図書館以外の機関と連携して県内全域のネットワーク化を図り、図書等だけではない様々な情報を県民に提供するサービスが求められると考えております。ご意見の趣旨については、具体的なサービスや基本計画の検討に当たり参考にさせていただきます。

区分	適用	件数
Α	意見を反映し、案を修正したもの	1
В	すでに案で対応済みのもの	6
С	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
Е	その他	5

番号		該当 ページ	反映	対応・考え方
21	「機能1 埼玉ゆかりの地域資料の収集・提供・保存機能」について ・公立図書館による地域資料収集は重要な機能です。しかし、県内全域から物理的資料を網羅的に収集するのは困難です。市町村立図書館と共同して収集できるよう、研修を含めた仕組みづくりが必要です。 ・デジタル資料はウェブアーカイビングにより収集することが可能です。その際、重要になるのは、収集したデータのメタデータ付与と効果的な検索の仕組みです。それがなければ、WARPと差異化できません。県立図書館にはそうした取組を期待します。	26,27	C	ご意見のとおり、県内図書館全体で資料等の収集を行うこと、これに向けた司書の研修を実施していくことは、県立図書館の重要な機能であると考えております。またデジタルによる資料等の収集と提供はますます重要になる考えております。ご意見の趣旨につきましては、有識者会議や専門家会議においても発言があったことから、ご意見の趣旨については、具体的なサービスの検討に当たり参考にさせていただきます。
22	「機能2 デジタルライブラリー機能」について ・長野県のように, <mark>県全体で単一の電子図書館サービスを提供することを期待</mark> します。現状,市町村立図書館ごとのライセンス契約のため市民の利用可能な点数は非常に限定されています。	26,27	С	ご意見の趣旨につきましては、有識者会議やワークショップ、専門家会議においても発言のあったところです。県内の図書館振興においては、電子書籍をはじめとした、いわゆる非来館型サービスが今後重要になってくるものと考えています。デジタルアーカイブや電子資料の提供体制については、今年度、他県の導入事例を調査する予定です。ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
23	「機能3 県内図書館サービスの補完・つなぎ・支援機能」について ・コレクションは図書館の心臓ともいえます。県立図書館のコレクションは、市町村立図書館とそれと質的に大きく異なります。具体的には専門性が高く、高価格帯の資料が中心です。「専門図書や多様性に配慮した図書等の収集とデジタルアーカイブ化による提供サービス」と書かれていますが、真に市町村立図書館の期待に応えるコレクション構築を期待します。・県内図書館への支援として、「図書館職員等の資質・能力向上支援、市町村立図書館への先進事例提供等の運営支援」と書かれていますが、研修の実施、補助金の支出等の、より踏み込んだ支援を期待します。海外などでは、国やその関連機関などが社会的包摂などの文脈で補助金を支出しています。かつては多くの都道府県でもそうした支援を実施していました。そうした実効的な方策により、市町村立図書館の取組みは大きく変化すると考えます。	26,27	С	市町村立図書館との連携の下、県民が必要とする 資料や情報を継続的に提供できる環境整備は重要 であると考えております。また、県立図書館には県 内図書館のネットワークを推進し、図書館サービス 向上をけん引する役割があると認識しております。 また、これまで図書館サービスを十分に享受できな かった方に対するサービスにつきましても、専門家 会議において発言があったことから、ご意見の趣旨 は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上 で参考にさせていただきます。

区分	適用	件数
Α	意見を反映し、案を修正したもの	1
В	すでに案で対応済みのもの	6
С	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
Е	その他	5
		41

番号	意見・提案内容	該当 ページ	反映 状況	対応・考え方
24	「新埼玉県立図書館基本構想(案)」拝読いたしました。わかりやすくまとめられていると感じました。埼玉県立図書館は、現在老朽化した建物にもかかわらず、県立図書館としての役割をとてもよく果たしていると感じます。 それは、何より職員の方々の努力と研鑽がサービスの維持につながっていると思います。新埼玉県立図書館を考えるにあたって、 <mark>現在の司書職制度を堅持し、もっと豊かな資料費をかけていくべき</mark> と考えます。人と資料費がそろわないと図書館は維持できません。この構想を絵に描いた餅にしないよう、今後も堅実に進めていってほしいと願います。 ご担当の方は周知のことと思いましたが、あえて書かせていただきました。失礼いたしました。	全般	С	県立図書館の運営に関して司書の関りはとても大切であると考えています。ご意見の趣旨につきましては専門家会議においても発言があったことから、ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
25	基本構想(案)読みました。新しい図書館のあり方として、同意する部分が大きかったことは事実です。 それを踏まえて思ったことを率直に書きます。この基本構想をもとに、埼玉県が主導して実施することです。 <mark>指定管理図書館には絶対に反対</mark> です。このことを現時点でコメントしておきます。	その他	С	県立図書館の運営に関しては、関係法規に則り適切 に進めてまいります。ご意見の趣旨は、具体的な サービス内容や基本計画を検討する上で参考にさ せていただきます。
立地、建物	に関すること			
26	新たな県立図書館が目指す図書館像の4点、重点機能①~④は、市町村立図書館を補完する県立図書館の基本として重要な点が挙げられていると思います。 これらのサービスを実施する上で、 <mark>立地場所や規模が重要な要素となる</mark> と思いますが、それは今後、どのように決めていくのでしょうか。	25,26	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定 の基本計画においてお示ししたいと考えておりま す。
27	新県立図書館は <mark>新しく建設されるのか、どのような計画なのか</mark> 等、進んでいることがあれば、その方向性についても記載があっても良いかもしれません。	その他	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定 の基本計画においてお示ししたいと考えておりま す。
28	他自治体の基本構想においては立地についての記述が盛り込まれていますが、記述が見られません。p.21「2.7.県民ニーズ(1)〜県政世論調査」を見ると、県立図書館の利用経験は現在熊谷・久喜図書館が所在する北部地域・利根地域が10〜15%ほど高く、また利用しない理由の多くに「居住地や勤務地から遠い」が挙げられています。 職員の優れた知識・スキルと図書館の豊富な情報資源を活用してより多くの県民にサービスを提供するため、人口の多いさいたま市などに設置する旨をp.24に明記すべきです。	21,24	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定 の基本計画においてお示ししたいと考えておりま す。

区分	適用	件数
Α	意見を反映し、案を修正したもの	1
В	すでに案で対応済みのもの	6
С	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
Е	その他	5

番号	意見·提案内容	該当 ページ	反映 状況	対応・考え方
29	p.27において、機能①に基づく主なサービスに「継続的な資料提供サービスのための図書等の閉架書庫での保管・保存」とありますが、書庫容量など、建物規模についての記述が見られません。 埼玉県立図書館Blogの以下の記事より、外部書庫を利用するなど収蔵状況が厳しい状況にあると考えられます。 https://www.lib.pref.saitama.jp/blog/cat9/post-107.html https://www.lib.pref.saitama.jp/blog/cat9/post-355.html 令和3年度の評価によれば、県立図書館全体で毎年32,000点の図書・雑誌を新規に受け入れており、今後10年間で約30万冊の本が新規に収蔵されると考えられます。 https://www.lib.pref.saitama.jp/about/docs/hyoka5_R3.pdf 毎年約3万冊の資料を新規に受け入れることを想定し、十分な容量の書庫が確保できる建物規模が必要である旨をp.24に明記すべきと考えます。	24,27	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定 の基本計画においてお示ししたいと考えておりま す。
30	県立図書館の役割は、県議会(立法)活動への補佐、県の行政・司法への図書館奉仕提供も重要。 よって、 <mark>県庁所在地に県立図書館があることが大事である</mark> と考える。	9	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定 の基本計画においてお示ししたいと考えておりま す。
31	玉川高校での資料保管はやめてほしい	26	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定 の基本計画においてお示ししたいと考えておりま す。
32	「専任の司書数は全国で2位」 →専任の職員が多いというが、県南の県民にとっては、サービスの実態が見えてこない、おそら く、職員の皆様も、同様に、 <mark>県民の人口集中地域で、また、市立図書館の活動が、活発な地域での、 県立図書館の機能を発揮したいと思っているのでは</mark> と推察します。埼玉県庁機関への行政支援 も、同様かと思います。	7	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定 の基本計画においてお示ししたいと考えておりま す。
33	「過去に一度も利用したことがない回答者は 86.2 %。」 「利用したことがない理由は、「居住地や勤務地から遠い」(59.3%) が最も高く、次いで「県立図書館の存在を知らなかった」(37.0%)」 →この調査により、県民の多くがいかに、県立図書館を利用しづらいかを物語っています。 <mark>新県立</mark> <mark>図書館の県南地域での設置を切に願います</mark> 。	21	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定 の基本計画においてお示ししたいと考えておりま す。

区分	適用	件数
Α	意見を反映し、案を修正したもの	1
В	すでに案で対応済みのもの	6
С	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
Е	その他	5

番号	意見・提案内容	該当	反映 状況	
34	「場所的、時間的制約から利用者が限られている従来の県立図書館の来館型サービスの枠を超えたサービス展開」 →まるで、県南地域には、設置しなくても、サービス展開が出来ると思わせるような文言だが、 <mark>新県立図書館の設置が、県南地域でないとすれば</mark> 、新県立図書館の将来は、現状と同様に、県民の大多数が存在すら知らない施設のままかと思います。	24	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定 の基本計画においてお示ししたいと考えておりま す。
35	基本構想(案)の内容の薄さ 意見募集ということで基本構想(案)に目を通したが、ほとんど新図書館について書かれていない。32ページ中4ページの、しかも抽象的すぎる文章を読んで何を言えというのか、どのような意見を求めているのか全く分からない。最低でも場所と規模、購入する本の種類や冊数や予算、叶うなら施設の平面図くらいは掲載するべきではないか。	その他	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定 の基本計画においてお示ししたいと考えておりま す。
36	本件外の意見であるが、無関係でない以下について述べることをお許しください。県立図書館の機能面(ソフト)は本基本構想案のとおりで万全であることしても、図書館そのものである施設(ハード面)の充実を進めていくことが重要である。いずれ当局において計画されるものと思うが、 <mark>利用者の交流ルームやリラックスを増進するエリアを充実することを希望</mark> する。	その他	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定 の基本計画においてお示ししたいと考えておりま す。
37	懸念されることとして、機能が4つに絞られている点です。「望ましい基準」は、都道府県立図書館に多様な機能を期待しています。例えば、今後、ますます重要になると予想される多文化サービスなどは、今回の基本構想には記述がありません。これは一例ですが、こうした主題、対象者に関わるサービスのあり方も知りたいと思いました。・今後、県立図書館が4機能に焦点化し、仮に県民への直接サービスを実施しない、あるいは大幅に縮小するのであれば、現在の県立図書館の性格を大きく転換することになると思います。そうであるのであれば、そのことを明示するべきだと考えます。・県立図書館が「現場」を持つことで、市町村立図書館への支援が充実してきたことは間違いありません。そうした県立図書館のこれまでの実績を踏まえ、未来を構想してもらいたいと考えます。個人的には、交通至便な場所に直接サービスも実施する現代的な県立図書館建設を期待します。	26,27	D	今回お示しした4つの機能は、重点化する主な機能を記載したものであり、これ以外の機能やサービスを縮小するものではありません。有識者会議やワークショップ、専門家会議においても県立図書館の機能について多方面からの発言がありました。なお、具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えております。

区分	適用	件数
Α	意見を反映し、案を修正したもの	1
В	すでに案で対応済みのもの	6
С	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
Е	その他	5

番号	意見・提案内容	該当 ページ	反映 状況	対応・考え方
その他				
38	意見募集のPR不足 知人から県立図書館への意見募集について聞き、ウェブサイトURLまで教えてもらったためこうして意見を投稿できるが、一般の図書館利用者・県民へのPRが全く足りていない。図書館ウェブサイトや各市町村図書館・公民館へのチラシくばりもしていないと見受けられる。本気で意見を集める気がない証拠だと感じた。	その他	E	今後検討を進めるにあたっては、県民へ広く周知を 図ることに努めてまいります。
39	<mark>縮小する図書館への不満</mark> 何十年も前から、大きな図書館を1館造るということで各地の図書館を閉めていたのではないのか。浦和や川越の都市部の図書館を閉鎖し、未だだらだらと <mark>こんな抽象的な資料でごまかそうとしている</mark> 姿勢に疑問を感じる。	その他	Е	この基本構想は、新たな時代に向けた埼玉県立図書館の機能や役割、主なサービスをまとめたものです。県内全体の図書館振興も視野に入れ、有識者会議やワークショップ、専門家会議においてご意見をいただきながら検討いたしました。具体的なサービスや立地などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えています。
40	本基本構想案に賛同する。	全般	Е	本基本構想を策定したのち、具体的なサービス等の 検討を進めてまいります。
41	本基本構想案が実施されることによって <mark>図書館利用者が恩恵を享受し、自己実現がなされその成果が社会に還元されるものと期待</mark> される。私事ですが、図書館を利用させていただいて恩恵を受けていることに感謝申し上げます。	その他	Е	本基本構想を策定したのち、具体的なサービス等の 検討を進めてまいります。